

羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録制度実施要項

令和6年度から住宅改修促進補助事業を実施するにあたり、町内建設業者の事前登録制度を創設しました。

本補助事業を活用した住宅改修工事の受注を予定している事業者におかれましては、下記の要領を確認いただき、申込をしてください。

1 目的

羽幌町内の建設業者が「羽幌町住宅改修促進補助事業」による住宅の改修工事を施工することにより、快適で良好な住環境の整備、街並景観の向上及び町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ること。

2 補助事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1)名 称 | 羽幌町住宅改修促進補助事業 |
| (2)補助概要 | 町内建設業者が施工する税抜100万円以上の住宅改修工事に対して、一律20万円を補助するもの |
| (3)予定件数 | 40件(令和6年度) |
| (4)事業期間 | 令和6年度～令和8年度(3年間) |
| (5)補助対象者 | ①申請日時点において、羽幌町に住民登録があり、対象の住宅に居住している者
②申請日時点において、町税・税外使用料に滞納がないこと
③申請年度において、空き家対策補助金(改修補助金)の交付決定を受けていないこと
④申請者本人及び同居の親族が暴力団員でないこと |
| (6)申込受付期間 | 令和6年4月15日～7月1日 |
| (7)事業完了期限 | 令和7年3月10日(工事施工・代金支払・町への実績報告提出までの期限) |

3 事業者登録条件

- ・羽幌町内に主たる事業者がある、建設業等を営む者(個人・法人は問いません)
- ・改修工事を自ら施工し、町が指定する期間までに完了することが可能な者

【注】

建築一式工事で請負代金が1,500万円以上の工事又は延べ面積が150m²以上の木造住宅、建築一式工事以外の建設工事で請負代金が500万円以上の工事は建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可が必要です。

4 事業者登録受付

- ・受付期間 令和6年3月18日～7月1日
- ・受付場所 羽幌町役場町民課町民生活係
- ・受付方法 持参・郵送

【注】登録申込は、受付期間内であれば、受注の目途がついてからで可

5 登録の有効期間

- ・事業実施年度ごとに登録が必要となります。

【裏面あり】

6 登録者の取扱い

- (1)申込後、審査に合格された方は、羽幌町住宅改修促進補助金交付要綱に基づく町内建設業者として登録します。その後、住民が「羽幌町住宅改修促進補助事業」による補助を受けて行う改修工事を施工することが可能となります。
- (2)申込受理後は、改めて通知等は行いません。ただし、登録後に登録するのが不適当と認められた場合は、登録を抹消の上、通知します。
- (3)登録情報は、羽幌町ホームページにて公開・随時更新します。

7 必要書類

- (1)羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録申込書
- (2)建設業法に基づく建設業の許可を受けている場合は、許可書の写し
※申請年度における羽幌町建設工事競争入札参加資格保有者は省略可(今回はR6分)

8 登録変更等の届出

商号又は名称、代表者の氏名、所在地、電話番号の変更、又は廃業等により登録を辞退される場合は、担当係へお知らせください(任意様式)。

9 注意事項

- (1)工事着工は、申請者が補助金交付決定通知を受け取ってからとなります。
- (2)申請者の補助金交付決定前に着手又は完了している改修工事は補助の対象になりません。
- (3)補助金交付申請に係る関係書類の審査において、書類不備等があった場合は、補助申請者に対して確認を行いますので、あらかじめご了承ください。

【申込・お問合せ】

〒078-4198 羽幌町南町1番地1 羽幌町役場町民課町民生活係
電話 0164-68-7003(直通)／FAX 0164-62-3206(1階)
メール c-seikatsu@town.haboro.lg.jp